

[事案 28-55] 契約無効請求

・平成 28 年 11 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容が申立人の希望に合致していないこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 9 月に募集代理店の募集人を通じて契約した外貨建ての年金保険について、以下の理由等により、契約を取り消し、支払った一時払い保険料を返還してほしい。

(1) 以下の希望を募集人に伝えたが、希望に合致しないものだった。

①自分の死後、子供が年金の一括受取ができない商品であること

②年金額が月額 3 万 5,000 円以上であること

③自分の死後、子供が年金を受け取ることができる商品であること

(2) 募集人は、自分の希望に合致する商品であるかのような説明を行った。

(3) 契約時に家族の同席がなく、契約内容を検討する時間も不十分であり、高齢者に対する配慮に欠けていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 募集人は、募集資料を交付・使用して複数回にわたって申立人と面談しており、契約内容について十分な説明をしていた。

(2) 契約内容は申立人が述べていた以下の希望に合致していた。

①申立人の死後、子供が自宅マンションの管理費を毎月支払うことができる仕組みができること。

②年金の受取りを申立人から申立人の子供に引き継げる商品であること。

③年金額が月額 3 万 5,000 円以上であること。

(3) 年金額については、為替リスクを申立人自らが許容していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は、契約内容について十分な説明を行っていると認められること、また、高齢者（契約時 80 歳）に対する配慮が欠けていたとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。